

令和3年度
第1回米沢市地域公共交通活性化協議会
議案書
(書面協議)

日 時 令和3年5月31日(月)から
令和3年6月14日(月)まで

議第 1 号

米沢市地域公共交通活性化協議会 規約の一部改正について

1 趣旨

令和 3 年 4 月の市の組織改編に伴い、本協議会の事務局を務める課の名称が変更になったことから、本協議会規約の一部を改正するもの。

2 施行日

令和 3 年 5 月 3 1 日（会議通知日）

3 新旧対照表

改正案	改正前
(事務局) 第 1 2 条 協議会の事務局は、米沢市 企画調整部 <u>地域振興課</u> に置く。	(事務局) 第 1 2 条 協議会の事務局は、米沢市 企画調整部 <u>総合政策課</u> に置く。

4 その他

改正後の規約（案）は次頁のとおり

米沢市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 米沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を米沢市金池五丁目2番25号米沢市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- （2） 計画の実施に関する協議に関すること。
- （3） 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 米沢市
- （2） 公共交通事業者
- （3） 道路管理者
- （4） 公安委員会
- （5） 学識経験者
- （6） 市民又は地域公共交通の利用者
- （7） 国土交通省東北運輸局
- （8） その他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 1名

(3) 監事 2名

- 2 会長は、米沢市副市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって該当委員の出席とみなす。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提供又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

- 第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第11条 協議会は、公共交通政策に関する識見を有するアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、第3条各号に掲げる業務等について、必要な助言を行うも

のとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、米沢市企画調整部地域振興課に置く。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局においてこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年6月18日から施行する。

2 この規約は、令和3年5月31日から施行し、改正後の米沢市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議第2号

役員の内選について

1 趣旨

人事異動に伴い、監事2名が委員交代となったことから、規約第6条第3項に基づき選出するもの。

なお、今回は書面協議となり内選による選出が困難なため、下記事務局案について協議するもの。

2 事務局案

役員名	改選案	改選前	備考
監事	<u>佐々木紀子</u>	佐藤佳奈江	山形県公立大学法人 事務局長
監事	<u>太田 和広</u>	山口 玲子	米沢市小中学校長会 (米沢市立松川小学校校長)

※米沢市地域公共交通活性化協議会規約（抄）

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、米沢市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から内選する。

議第 3 号

令和 2 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業報告

1 米沢市地域公共交通計画策定調査業務

地域公共交通計画策定に向けて、各種基礎調査を実施し、米沢市の公共交通に係る現状と今後の課題を整理した。

調査にあたっては、指名型プロポーザル方式によりコンサルティング業者を選定し、業務委託により行った。

No.	調査の名称	実施内容	実施時期
1	公共交通の現状整理	地域特性の整理や公共交通の実態把握等を行った。	9月 ～3月
2	既存資料・データの収集・整理・分析	上位計画・関連計画の把握や関連施策・事業の把握等を行った。	9月 ～12月
3	バス利用実態調査	市内の全バス路線を対象に、2日間で694人に対し、調査カード記入による利用実態を把握した。	11/15 11/16
4	主要拠点ヒアリング調査	米沢駅・南米沢駅・南米沢駅を対象に、平日185人・休日161人に対し、ヒアリングによる公共交通の乗継実態、利用目的等を把握した。	11/15 11/16
5	交通事業者ヒアリング調査	市内交通事業者4社を対象に、ヒアリングにより、公共交通の現状・問題点や、事業者の運営面での課題等を把握した。	12/24 ～1/8
6	市民アンケート調査	15歳～79歳の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施し、住民の日常の移動実態や公共交通の利用状況を把握した。回収数は1601票（回収率53.3%）だった。	11/23 ～12/4
7	高校生アンケート調査	市内の高等学校6校の第2学年約1,000人を対象にアンケート調査を実施し、通学の移動実態等を把握した。回収数は803票（回収率80.3%）だった。	12/25 ～1/19
8	民生委員等アンケート調査	市内の民生委員等173人を対象にアンケート調査を実施し、高齢者等の生活実態や外出時の困った点等、市民の生の声を	10/26 ～12/11

		把握した。回収数は 158 票（回収率 91.3%）だった。	
9	施設・団体等調査	医療施設・宿泊施設を対象に各施設における送迎バス等サービスの実態を、工業団地を対象に通勤実態を把握するためのアンケート調査を行った。回収数は 160 票配布に対し 111 票（回収率 69.3%）だった。	2/17 ～3/5
10	庁内ヒアリング調査	庁内関係部署（6 課）を対象にヒアリング調査を実施し、各分野における公共交通に求められる役割や公共交通に関する施策・事業等を把握した。	2/10 ～2/18

2 協議会及び分科会の開催

(1) 協議会

計画の策定等に関し必要な協議を行った。

	実施日	内容
第 1 回	6/18（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・米沢市地域公共交通活性化協議会規約の制定について ・副会長及び監事の選任について ・地域公共交通計画の策定に向けた取組みについて ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請について ・意見交換
第 2 回	9/15（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度事業計画（案）について ・令和 2 年度収支予算（案）について
第 3 回	1/22（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定に向けた各種調査の進捗状況について ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（一次評価）について
第 4 回	3/26（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定に向けた調査結果と課題の整理について

(2) 分科会

ワークショップ等を開催し、利用者目線で見えた公共交通の状況や問題点を明らかにした。

	実施日	内容
第1回	9/23（水）	ワークショップ形式で、米沢市の公共交通のいいところ、課題、アイデアを出し合い共有した。
第2回	10/18（日）	市内高校生6名も参加し、フィールドワーク（米沢駅構内や循環バスに乗車）を行った後、ワークショップで気づいた点を共有した。
第3回	1/14（木）	各種調査結果（中間）に関する疑問点の解消、分析など状況把握を行った。
第4回	3/15（月）	各種調査結果に関する疑問点の解消、分析など状況把握を行い、次年度からの検討体制について共有した。

※その他、分科会として「米沢市地域公共交通計画策定調査業務プレゼンテーション審査委員会」を設置し、「1 米沢市地域公共交通計画策定調査業務」の事業者を選定するための審査委員会を8/4（火）に開催した。

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

東北運輸局「地域公共交通東北仕事人制度」を活用し、アドバイザーとして「福島大学 吉田樹」氏を招聘し、調査業務や分科会に係るコーディネートや政策立案に関する助言をいただいた。

議第4号

令和2年度米沢市地域公共交通活性化協議会
収支決算

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	4,490,000	4,490,000	0	米沢市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	4,151,000	3,880,804	△ 270,196	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国土交通省)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	24	24	預金利子
歳入合計			8,641,000	8,370,828	△ 270,172	

歳出

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	430,000	320,204	△ 109,796	委員謝礼、アドバイザー旅費、食糧費等
	2 事務費	1 事務費	100,000	71,710	△ 28,290	手数料、消耗品費、公印作成費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	8,111,000	7,808,804	△ 302,196	地域公共交通計画策定に係る調査経費、アドバイザー報酬等
歳出合計			8,641,000	8,200,718	△ 440,282	

歳入決算額 8,370,828

歳出決算額 8,200,718

差引 170,110 は令和3年度に繰越し

監査報告書

米沢市地域公共交通活性化協議会

会長 大河原 真樹 様

令和2年度収支決算について、関係帳票類など監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和3年5月24日

監事 山口 玲子

令和3年5月24日

監事 佐藤 佳奈江

※原本には、自署・押印をいただいております。

個人情報保護の観点から、監査報告書には記載しておりませんので御了承ください。

議第 5 号

令和 3 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

米沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うため、次の事業を実施する。

1 米沢市地域公共交通計画の策定

昨年度実施した、米沢市の公共交通に係る現状と課題の整理結果を踏まえ、米沢市地域公共交通計画を策定する。策定業務の一部は業務委託により行う。

(1) 計画（案）の検討・とりまとめ

- ① 基本方針・基本目標の検討
- ② 課題解決のための具体施策の検討
- ③ 計画の進行管理の検討
- ④ 計画のとりまとめ

(2) 基本方針等の検討に係る補完的調査

具体施策の検討等にあたり、昨年度までに整理した結果等よりも詳細に地域の動向等の把握が必要となる場合、補完的な調査を実施する。

2 協議会及び分科会の開催

協議会では、計画の策定等に関し必要な協議を行う。

分科会では、ソフト事業、ハード事業など議論する内容に応じ部会を構成し、ワークショップ等様々な手法により具体的な協議を行う。

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

東北運輸局「地域公共交通東北仕事人制度」を活用し、アドバイザーを招聘し、各種事業に係るコーディネートや政策立案に関する助言をもらう。

議第6号

令和3年度米沢市地域公共交通活性化協議会
収支予算(案)

歳入

(単位:円)

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	5,452,000	4,490,000	962,000	米沢市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	4,151,000	△ 4,151,000	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	170,110	0	170,110	令和2年度から繰越
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	890	0	890	預金利子等
歳入合計			5,623,000	8,641,000	△ 3,018,000	

歳出

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	600,000	430,000	170,000	委員謝礼、食糧費等
	2 事務費	1 事務費	123,000	100,000	23,000	振込手数料、消耗品費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4,900,000	8,111,000	△ 3,211,000	地域公共交通計画策定 支援業務委託料、アド バイザー報酬等
歳出合計			5,623,000	8,641,000	△ 3,018,000	

米沢市地域公共交通活性化協議会委員名簿

委員

(敬称略・順不同)

No.	所属	職名	委員名	地域公共交通活性化再生法の位置付け
1	米沢市	副市長	大河原 真 樹	地方公共団体
2	山交バス株式会社 米沢営業所	所長	鈴 木 正 幸	公共交通事業者
3	米沢地区ハイヤー協議会	会長	今 村 元 一	
4	東日本旅客鉄道株式会社 米沢駅	駅長	佐 藤 文 俊	
5	山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所	米沢国道維持出張所長	阿 部 進 一	道路管理者
6	山形県置賜総合支庁	道路計画課長	吉 永 和 雄 (人事異動に伴い交代)	
7	米沢警察署	交通課長	石 山 秀 一	公安委員会
8	米沢市上郷コミュニティセンター	館長	青 柳 秀 夫	地域公共交通の利用者
9	山形大学工学部	学生	河 田 亜 依	
10	米沢女子短期大学	学生	高 橋 心 (進学に伴い交代)	
11	米沢市地区委員会	副委員長	小 林 秀 一	
12	米沢市老人クラブ連合会	理事	清 野 美喜男	
13	米沢市身体障がい者福祉協会	婦人部副部長	山 田 記 子	
14	公募委員		植 野 みどり	
15	公募委員		黒 須 敬 子	
16	山形大学	助教	高 澤 由 美	学識経験者
17	東北運輸局山形運輸支局	支局長	佐 藤 博 昭	その他地方公共団体が 必要と認める者
18	山形県置賜総合支庁	総務課 連携支援室長	吉 田 正 幸 (新任)	
19	米沢商工会議所	理事・ 事務局長	安 部 徹	
20	山形県公立大学法人	事務局長	佐々木 紀 子 (人事異動に伴い交代)	
21	米沢市内高等学校長会 (山形県立米沢興譲館高等学校教諭)		手 塚 剛	
22	米沢市小中学校長会 (米沢市立松川小学校校長)		太 田 和 広 (人事異動に伴い交代)	

オブザーバー

	山形県みらい企画創造部 企画調整課	企画調整課長	酒 井 達 朗	
--	----------------------	--------	---------	--

米沢市地域公共交通アドバイザー

	福島大学 人文社会学群経済経営学類	准教授	吉 田 樹	
--	----------------------	-----	-------	--